

園則兼管理運営規程

たけのこ保育園

園則兼管理運営規程

第1章 総 則

(目的及び運営の方針)

第1条 本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 本園は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守して、適切に運営を行うとともに、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的取扱いをせず、かつ、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

3 本園の教育・保育の目標は、次のとおりとする。

- (1) 心のやさしい子
- (2) 最後までがんばれるたくましい子
- (3) 感性の豊かな子
- (4) 四季の自然の中でのびのびと生活する子
- (5) 生活のことばや日常のあいさつが言える子
- (6) 何でも食べてたくさん遊べ、よく眠れる子
- (7) 自分のことは自分でやろうとする子
- (8) 喜んでお手伝いができる子
- (9) 失敗体験を成功体験にできる子
- (10) よく考えられる子

(名称)

第2条 本園の名称は、たけのこ保育園という。

(所在地)

第3条 本園の所在地は、茨城県筑西市吉田字別当合653番1に置く。

第2章 定員、学級、教育・保育内容及び職員組織

(認可定員)

第4条 本園の認可定員は112名とする。

(利用定員)

第5条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。）**7名**
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。）**57名**
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども**35名**
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども**8名**

(学級の編成)

第6条 3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。

2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。

(教育・保育の内容)

第7条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、特定教育・保育を行うほか、以下に掲げる教育・保育を行う。

- (1) 延長保育 1号認定子どもについては7時から9時まで及び16時から19時まで、保育短時間認定子どもについては7時から8時まで及び16時から19時まで、
保育標準時間認定子どもについては18時から19時まで
それぞれ保育が必要な場合に延長保育を行う。
- (2) 一時預かり保育 9時から16時まで、保護者が、病気や出産、家族の看護等などで保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(子育て支援)

第8条 本園は、地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を行う。

- (1) 育児相談事業 原則として、月曜日から金曜日9時から14時まで、地域の子育てをする保護者を対象に子育て相談に応じる。
- (2) 病児保育事業（病後児対応型） 疾病回復期、保護者の勤務の都合で、家庭で見られないとき一時的に

保育を実施する。原則として、月曜日から金曜日 9 時から 15 時（6 時間）まで、地域の保育施設に入所している児童（6 カ月以上）又は地域の小学校に通う児童を対象に応じる。

（職員組織及び職務内容）

第 9 条 本園の職員組織及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、園児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合がある。

- （1）理事長 1名
法人事務及び園務を統括する。
 - （2）園長 1名
園務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - （3）副園長 1名
園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
 - （4）主幹保育教諭 1名以上
園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
 - （5）保育教諭 10名以上
園児の教育及び保育をつかさどる。
 - （6）看護師（准看護師） 1名以上
園児の健康管理と園全般の衛生管理並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
 - （7）事務職員 1名以上
園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
 - （8）栄養士 1名以上
園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理をつかさどるとともに、給食及びおやつを調理する。
 - （9）園医 1名
園児の健康相談、保健指導、健康診断、疾病の予防及び感染症・食中毒の予防・指導等を行う。
 - （10）園歯科 1名
園児の健康相談、保健指導、健康診断のうち歯の検査、齶歯その他の歯疾の予防処置等を行う。
 - （11）園薬剤師 1名
園児の健康相談、保健指導、園において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、環境衛生検査に従事し、必要な指導と助言を行う。
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

第3章 年限、学期及び教育保育を提供する日、時間

(年限)

第10条 本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(1号認定子どもの教育を提供する日・時間・提供を行わない日)

第12条 1号認定子どもの教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、その週数は毎学年39週を下回らないものとする。

2 前項本文にかかわらず、教育の提供を行わない日を次のとおり別に定める。

- (1) 夏休み お盆入りから8月31日まで
- (2) 冬休み 12月26日から1月7日まで
- (3) 春休み 卒園式及び終業式から3月31日まで
- (4) その他園長が必要と認めた日

3 1号認定の子どもの教育を提供する時間は、原則として、9時から16時までとする。

(2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日・時間・提供を行わない日)

第13条 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日を除く。

2 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定を受けた子どもは、7時から18時までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
- (2) 保育短時間認定を受けた子どもは、原則として、8時から16時までの8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。

第4章 入園、退園、休園及び修了

(入園資格)

第14条 本園に入園することのできる者は、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び0歳から2歳の保育を必要とする子どもとする。

(入園許可)

第15条 入園は、園長がこれを許可する。

(入園手続)

第16条 入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

2 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、本園の教育保育に関する理念に基づく面談により、公正な選考を行うものとする。ただし、次に該当するものは、優先して入園することができる。

(1) 第1順位 入園希望者の兄弟姉妹が本園に在園中のときまたは兄弟姉妹が同時に入園を希望するとき

(2) 第2順位 入園希望者が当法人が実施する子育て支援事業に参加しているとき

(3) 第3順位 入園希望者の同一世帯に、本園の卒園児がいるとき

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、園児の居住する市町村の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。

4 在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の移動は、1号認定子どもについては園長が決定し、2号認定子どもについては園児の居住する市町村の行う利用調整を経て園長が決定する。

5 利用開始にあたっては、あらかじめ、利用の申し込みを行った保護者に対し、本規程の概要、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

6 前項の同意を得た保護者と本園との間に利用契約を締結し、教育・保育の利用を開始するものとする。

(退園、休園)

第17条 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園せることがある。

(利用の終了)

第18条 本園は、次の各号に該当する場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

(2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(成績の評価)

第19条 3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第20条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。

第5章 利用者負担その他の費用

(利用者負担その他の費用)

第21条 本園は、利用した支給認定保護者から、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）について支払いを受けるものとし、その他の費用は次のとおりする。ただし、教材費、給食費、おやつ代など必要に応じて実費を徴収する。

費用の種類	納付額	徴収の対象	徴収の目的	納付時期
クラス活動費	月額 1,300 円	全園児	クラス活動に要する費用	毎月 25 日まで
卒業記念品代	月額 1,000 円	年長児のみ (1世帯毎)	卒業記念品積立金に関する費用	毎月 25 日まで
布団リース料	月額 550 円	全園児	布団のリース費用	毎月 25 日まで
保護者会費	月額 300 円	全園児	保護者会の運営に要する費用	毎月 25 日まで
プール活動費	1回 920 円	利用者のみ	プール利用（外部施設）に関する費用	利用都度

- 2 卒業記念品代について、中途退園した場合はすでに納付された金額を返還する。
- 3 本園の利用に係る施設型給付費については、第1項の利用者負担額（保育料）を控除した額について、本園が法定代理受領するものとする。

第6章 緊急時の対応、非常災害対策、虐待の防止、その他重要事項

(緊急時等の対応)

第22条 本園は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針・マニュアル等を整備するものとする。

- 2 事故が発生した場合は、速やかに当該園児の保護者及び医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 3 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとし、そのための損害賠償責任保険に加入するものとする。

(非常災害対策)

第23条 本園は、火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、取るべき措置について具体的計画を立てるとともに、これに対する普段の注意と訓練に努めるものとする。

- 2 前項の具体的計画のうち、消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、所轄の消防署へ届出を行うものとする。
- 3 第1項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行うものとする。

(虐待の防止)

第24条 職員は、いかなる場合にあっても、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしてはならない。

- 2 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決体制)

第25条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第26条 本園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日 変更）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日 変更）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日 変更）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日 変更）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。